

「そうじゃ 絆通信」は前号から**更新のあった内容のみ**配信いたします。
バックナンバーは総社市ホームページに掲載しています。

平成31年3月22日
No.32
復興推進室
0866-92-8570

障害福祉サービスなどの利用者負担の免除

内容	障害福祉サービスなどについて、利用者負担のある人は、被害の程度に応じて利用者負担が免除される場合があります。
対象者	①住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をした人 ②主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った人 ③主たる生計維持者の行方が不明である人 ④主たる生計維持者が業務を廃止、または休止した人 ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人
対象のサービス	障害福祉サービス、障害児通所支援、地域生活支援事業（日中一時支援、移動支援、地域活動支援センター（Ⅱ型）、訪問入浴、日常生活用具、補装具）、自立支援医療（更生医療、育成医療）、心身障害者医療
対象期間	平成31年6月利用分まで
問い合わせ	総社市 保健福祉部 福祉課 障がい福祉係 ☎0866-92-8269 障害児通所支援については 総社市 教育委員会 こども夢づくり課 ☎0866-92-8265

自費解体の受付期間を延長します

内容	自費解体 ^{※1} の受付期間を延長します。
対象	解体完了日が平成31年8月30日（金）までのもの ^{※2} とし、償還申請の期限としては平成31年9月30日（月）までとなります。 現時点で着工できていない場合などは、総社市へ状況の連絡や相談をお願いします。
公費解体	公費解体 ^{※3} の受付は平成31年3月31日（日）までです。 まだ解体についてお悩みの方や書類準備でお困りの方は、総社市へ状況の連絡や相談をお願いします。
その他	解体すること自体にお悩みの方も、一度、総社市へ状況の連絡や相談をお願いします。 各々の状況や事情によつての個別対応も検討しますので、まずはご相談ください。 ※1 自費解体とは個人が自費で解体・撤去を行い、その費用の償還を申請するもの ※2 従来の条件であった「契約締結日が平成31年1月11日まで」は廃止 ※3 公費解体とは総社市に解体・撤去のすべてを依頼するもの